

令和元年度 第9回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和元年12月6日(金) 午後3時			
場 所	琴浦町役場分庁舎3階 第1・2・3会議室			
出席委員 (11人)	1番 石賀 英男	3番 前田 正秀	4番 潮 智博	5番 伊藤 英之
	6番 村上 隆	7番 福本 正博	8番 三浦 勝美	9番 久米 繁好
	10番 中本 敏彦	11番 川崎 康晴	12番 福田 昌治	
欠席委員 (1人)	2番 丸山 環			
出席推進委員 (12人)	13番 北中 善隆	14番 遠藤 一夫	15番 井本 武夫	16番 語堂 一幸
	17番 小前 茂雄	18番 松本 芳己	19番 桑本 慎吾	20番 馬野 進
	21番 入江 敏朗	22番 澤田 光秋	23番 石賀 昭則	24番 河上 幸徳
欠席推進委員 (0人)				
事務局	事務局長 山根 伸一、事務局長補佐 毎田 陽子、係長 浜川 明			
提案議案	議案第34号 許可取消願について 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第37号 非農地証明願の処理について 議案第38号 農用地利用集積計画の決定について 議案第39号 再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について 議案第40号 令和2年農作業標準賃金の決定について 議案第41号 農用地利用集積計画の決定について(追加議案)			
報告事項				

議長	<p>定刻になりましたので、ただ今より、令和元年度第9回琴浦町農業委員会総会を開催します。</p>
事務局	<p>成立宣言を事務局にお願いします。</p> <p>ただ今の出席委員は11名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和元年度第9回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。事務局に欠席する旨の連絡のあった委員は2番丸山委員です。なお、推進委員の欠席者はありません。以上です。</p>
議長	<p>議事録署名委員の指名ですが、3番前田委員、4番潮委員にお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第34号 許可取消願について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1ページをご覧ください。議案第34号 許可取消願について 下記農地について、許可の取消願が提出されたので、本委員会の意見を求めます。</p> <p>整理番号1番 願出人の譲渡人、譲受人ともに琴浦町内の個人です。許可を受けた土地の表示 琴浦町大字徳万 [REDACTED]、登記地目、現況地目ともに畑、登記地積355㎡。申請理由 令和元年6月10日付農地法第5条許可、転用目的 一般住宅、契約内容 所有権の移転(売買)、許可地の現況 畑。取消理由は、「雨水の排水工事に想定外の費用がかかることが判明し、改めて行った当事者間での土地売買代金と排水路設置工事費用の分担の協議が整わず、条件付売買契約が合意解除されたため」というものになります。</p> <p>なお売買契約が合意解除されたため、本件土地では所有権移転登記は行われておらず、土地造成、建築工事には着手していません。以上です。</p>
議長 中本委員	<p>現地確認の報告をお願いします。</p> <p>12月3日、河上委員、毎田補佐の3名で現地確認を行いました。事務局の説明にもありましたように現場は畑で、現在は耕作されておらず、土地造成や建築工事も行われていませんでした。しかし、西側には地続きの畑がありますので、今後は農地として適切な管理をしていただきたいと思います。</p>
議長	<p>事務局の説明および現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2ページをご覧ください。議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったの</p>

	<p>で、本委員会の許可・意見を求めます。</p> <p>整理番号20番 譲渡人、譲受人ともに琴浦町内の個人です。譲渡事由は自作地の贈与になります。土地の表示 琴浦町大字赤碕■■■■■、登記地目、現況地目ともに田、地積2, 120㎡。申請地は外に田2筆と畑4筆があり、7筆の合計地積は8, 803㎡になります。</p> <p>申請の内容について説明します。譲渡人と譲受人は同世帯で暮らす親子の関係になります。この度、親子間で生前贈与する話がまとまり申請されたもので、農地取得後は譲受人夫婦で水稻、芝、栗、野菜を作付されることになっています。</p> <p>整理番号20番の案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(三浦委員より挙手あり)</p>
三浦委員	<p>譲渡人の耕作面積では田が0㎡となっていますが、どうしてでしょうか。</p>
事務局	<p>協議会資料の3ページに合意解約が掲載されていますが、申請のあった田3筆を町内の農業者に利用権設定で貸出しておられたため、総会資料作成時点での田の耕作面積は0㎡ということになってしまいます。</p>
三浦委員 議長	<p>分かりました。</p> <p>その他に何か質問等はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
事務局	<p>異議なしということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第36号 農地法5条の規定による許可申請について事務局に説明をお願いしたいと思います。</p> <p>3ページをご覧ください。議案第36号 農地法5条の規定による許可申請について 農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので、本委員会の意見を求めます。</p> <p>整理番号17番 譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町内で廃棄物収集、再生事業を営む法人です。契約種別は所有権移転、転用目的及び施設の概要は駐車場になります。土地の表示 琴浦町大字八幡■■■■■、登記地目、現況地目ともに田、地積1, 215㎡。申請地は外に田1筆があり、2筆の合計地積は1, 673㎡になります。農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。申請地は農用地区域内に位置していましたが、平成25年4月、新工場建設及び駐車場用地取得を理由として農用地区域からの除外申請を行ない、平成26年3月27日付で除外の決定がされています。</p>

転用事由の詳細について説明しますので、4～5ページの説明図をご覧ください。譲受人は現在の工場で各種廃棄物の収集および再資源化の事業を行っていますが、近年の企業規模拡大に伴って業務用トラックの保有台数、従業員数ともに増加したそうです。特にトラックの駐車場の不足し、事務所から離れた場所に駐車せざるを得ない状況となっていたため、事務所と工場に隣接する申請地を購入し、業務用トラック駐車場として整備することで事業の効率化を図りたいと申請されました。

工期は許可日から3カ月の予定です。申請地の東側、西側は水路で隔てて譲受人が経営する工場敷地、南側は雑種地で同社従業員の駐車場、北側は国道9号線に囲まれており、隣接する農地はありません。土地造成については、既存の表土を50cmすき取って自社の敷地に運び出し、別の自社敷地内にある再生砕石を、南側の雑種地と同じレベルにあわせるために95cm高さまで埋め戻し、東側と西側部分には土羽打ちを施します。その後、業務用のトラック、バキュームカー等24台分の露天駐車場として利用される計画で、舗装工事、建築物設置の予定はないということです。

資金調達計画について説明します。土地買収費■■■■■■■■■■円、土地造成費■■■■■■■■■■円の合計■■■■■■■■■■円で、それに見合う金融機関の残高証明書および定期預金証書の写しが添付されています。このうち、土地造成については自社で施工される予定となっています。

被害防除計画について説明します。東西の既設水路との境界部分には土羽打ちを施し、土砂の流出を防止し、雨水については地下浸透で処理し、東西の既設水路へ放流する予定です。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は下市集落に近く、隣接農地もないことから「第2種農地」、許可根拠規定は、既存施設の拡張に伴う申請であり「代替地なし」の要件に該当することから、転用はやむを得ないと思われま。

整理番号18番 譲渡人、譲受人ともに琴浦町内の個人で、親子の関係です。契約種別は所有権移転、転用目的及び施設の概要は一般住宅になります。土地の表示 琴浦町大字徳万字■■■■■■■■■■、登記地目、現況地目ともに畑、地積330㎡。農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農振除外手続きは不要となっています。

転用事由の詳細について説明しますので、6～7ページの説明図をご覧ください。譲受人はご主人とお子さん3人の5人家族で、町内のアパートに住んでおられますが、手狭になってきたため居宅の新築を計画されました。土地勘があり生活していく上で好都合な、譲受人の実家に隣接する父親名義の土地を贈与してもらうこととなり、申請をされたもの

です。

工期は許可日から5カ月間の予定です。申請地は東側、北側を道路、南側を住宅、西側を譲渡人の居宅に囲まれており、隣接する農地はありません。2面の道路と南側の住宅との境界は既にコンクリートブロックで囲まれているため、土地造成工事は必要に応じて地盤改良を行う程度だということです。工事終了後、木造2階建ての住宅を建築し、あわせて2台分の駐車スペースを整備する計画となっています。

資金調達計画について説明します。土地の整地費、住宅建築費の合計およそ[REDACTED]円で、それに見合う金融機関の融資証明書および預金残高証明書が添付されています。

被害防除計画について説明します。雨水については敷地内の溜桝から申請地北側の道路側溝に放流し、生活排水については公共下水道に接続して処理する予定となっています。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地はJR浦安駅を中心に広がる住宅地に近く、農業上の公共投資が行われていないことなどから「第2種農地」、許可根拠規定は「集落接続（既存集落に居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの）」に該当することから、転用はやむを得ないと思われます。

なお本案件は、議案第34号 許可取消願で決定となった土地の代替地として申請をされたものになります。

整理番号19番 貸人は琴浦町内の個人、借人は鳥取市在住の個人で、親子の関係です。契約種別は使用貸借権設定、転用目的及び施設の概要は一般住宅になります。土地の表示 琴浦町大字逢東字[REDACTED]、登記地目、現況地目ともに畑、地積98㎡。申請地は外に畑1筆があり、2筆の合計地積は119㎡になります。農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農用地区域からの除外手続きは不要となっています。

転用事由の詳細について説明しますので、8～9ページの説明図をご覧ください。借人は奥さんとお子さん2人の4人家族で、現在は鳥取市内のアパートに住んでおられますが、お子さんの成長に伴い手狭になってきたことから、居宅の新築を計画されました。建設用地は農地以外を検討されていましたが、立地条件や予算面等が折りあわなかったことから、実家近くに位置する父親名義の土地を無償で借り受けることとなり、申請をされたものです。住宅建築の敷地については、申請地2筆のほか、北側に隣接する696番の宅地294.18㎡の合計3筆、413.18㎡で計画されています。

工期は許可日から6カ月間の予定です。土地造成については、農地部分の表土をすき取って真砂土を最大20cm埋め立てて整地し、南側隣接農地との境界部分には、コンクリートブロック1段または2段を設置

	<p>します。工事完了後、木造2階建て住宅の建築とあわせて、2台分の駐車スペースを整備する計画となっています。宅地を含めた3筆の土地には既存の農業用倉庫が2棟ありますが、1棟は解体し、もう1棟は曳行移転して利用されるということです。</p> <p>資金調達計画について説明します。埋立整地費、住宅建築費の合計およそ [REDACTED] 円で、それに見合う金融機関の融資証明書が添付されています。</p> <p>被害防除計画について説明します。土地造成に伴い、南側隣接農地との境界部分にはコンクリート擁壁を設置して土砂の流出を防ぎます。前面道路の町道逢東下大江線には側溝がないため、雨水については自己敷地内に雨水浸透柵を設置し、生活排水については既存の公共下水道に接続して処理する予定です。</p> <p>農地区分の決定根拠について説明します。申請地は逢東集落内にあり、農業上の公共投資が行われていないことなどから「第2種農地」、許可根拠規定は「集落接続（既存集落に居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの）」に該当することから、転用はやむを得ないと思われます。以上です。</p>
<p>議長 中本委員</p>	<p>現地確認の報告をお願いします。</p> <p>12月3日、河上委員、毎田補佐の3名で現地確認を行いました。整理番号17番について報告します。申請地は譲受人が経営する会社の敷地と国道9号線に囲まれた土地です。地続きの農地はありませんし、被害防除計画も妥当であり、転用事業を行っても周辺の営農に支障はないと思われますので、転用はやむを得ないと考えます。</p> <p>整理番号18番について報告します。申請地は譲渡人の自宅に地続きの土地で、一部には植え込みがあったり、花が植えられたりしてました。地続きの農地はありませんし、被害防除計画は妥当であり、転用事業を行っても周辺の営農に支障はないと思われますので、転用はやむを得ないと考えます。</p> <p>整理番号19番について報告します。申請地は逢東の集落内にあり、自家用野菜や花が育ててありました。南側には地続きの農地がありますが、転用事業を行うことについての同意書が添付されていますし、被害防除計画は妥当であり、転用事業を行っても周辺の営農に支障はないと思われますので、転用はやむを得ないと考えます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明および現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(潮委員より挙手あり)</p>
<p>潮委員</p>	<p>整理番号17番について質問します。申請地東側にある水路は排水路と用水路があったと思いますが、転用後はどうなるのでしょうか。この水路は以前から排水が悪く、自分の地元である下市部落で手入れをして</p>

中本委員	いたので心配に感じています。 排水路については普通に水が通っていましたが、用水路については畑として使用されていたようですので確認はできませでした。
潮委員	分かりました。自分の方からも転用事業者の方に問い合わせしてみたいと思います。
議長	その他に何か質問等はありませんか。 (三浦委員より挙手あり)
三浦委員	整理番号19番について質問します。新築された住宅への進入路どこになるのでしょうか。
事務局	この案件は、 の宅地だけでは面積が足りなかったため、申請のあった と を転用し、3筆を合わせて住宅用地とするものですので東側の町道から進入することになります。
三浦委員 議長	分かりました。 その他に何か質問等はありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、原案どおり答申することと決定いたします。
事務局	続きまして議案第36号 農地法第2条第1項の規定による申請について 事務局の説明をお願いします。 10ページをご覧ください。議案第36号 農地法第2条第1項の規定による申請について 非農地証明です。農地法第2条第1項の規定による、農地でない旨の証明申請が下記のとおり提出されたので、本委員会の許可を求めます。 整理番号8番 申請人は鳥取市在住の個人です。土地の表示 琴浦町大字保字 、登記地目 畑、登記地積 131㎡、現況地目 雑種地、現況地積 131㎡。申請事由の概要は、「申請地は、JR山陰本線の軌道敷用地買収後の残地で戦後に農業用倉庫が建てられ現在に至る。土地の形状は三角地で、一部はJR山陰本線軌道敷の法面になっている。」というものになります。 非農地証明の対象とする土地については、鳥取県が平成5年に4項目の判断基準を定めています。今回の案件につきましては、「人為的な潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令に許認可を受けているか又は受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地」に該当するものと考えます。申請地は農用地区域外に位置しており、非農地として取り扱っても農地行政上特に支障はないと判断しました。以上です。
議長 中本委員	現地確認の報告をお願いします。 12月3日、河上委員、毎田補佐の3名で現地確認を行いました。現場は山陰本線の線路脇にある細長い三角地でした。北側は道路、東側は

議長	<p>住宅に接している、地続きの農地はありません。敷地内には倉庫が建っているほか、古い材木が置いてあり、長年、農地として利用されていない状況でしたので非農地として認めても良いと思います。</p> <p>事務局の説明および現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p>
議長	<p>続きまして議案第38号 農用地利用集積計画の決定についてですが、関係委員である石賀英男委員は退席して下さい。</p> <p>(石賀英男委員の退席を確認)</p> <p>議案第38号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>13ページをご覧ください。議案第38号 農用地利用集積計画の決定について 賃貸借の部です。次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により本委員会の決定を求めます。</p> <p>整理番号499番 設定する者、設定を受ける者はいずれも琴浦町内の個人です。土地の表示 大字光好字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積851㎡。権利の種類は賃借権、内容は野菜となっています。期間は令和元年12月9日から令和4年12月8日までの3年間、10a当りの借賃は [REDACTED] 円、借賃の支払方法は現金、法律関係は賃貸借、新規になります。</p> <p>整理番号499番の外2筆と、整理番号500番から18ページの整理番号525番までの25件についてはご覧のとおりです。</p> <p>なお今回の賃貸借の部で、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請は、18ページの整理番号523番から525番までの3件です。</p> <p>19ページをご覧ください。使用貸借の部です。</p> <p>整理番号526番 設定する者、設定を受ける者はいずれも琴浦町内の個人です。土地の表示 大字金屋字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積1,425㎡。権利の種類は使用貸借権、内容は飼料となっています。期間は令和元年12月11日から令和4年12月10日までの3年間、10a当りの借賃は無償、借賃の支払方法は無償、法律関係は使用貸借、再設定になります。</p> <p>整理番号526番の外1筆と、整理番号527番から21ページの整理番号540番までの14件についてはご覧のとおりです。</p> <p>なお今回の使用貸借の部で、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請は、21ページの整理番号540番の</p>

議長	<p>1件です。</p> <p>以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、原案どおり決定することといたします。</p> <p>(石賀英男委員の復帰を確認)</p> <p>続きまして議案第39号 再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断についてですが、関係委員である村上委員、久米委員、河上委員は退席して下さい。</p> <p>(村上委員、久米委員、河上委員の退席を確認)</p>
事務局	<p>議案第39号 再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について 事務局の説明をお願いします。</p> <p>22ページをご覧ください。議案第39号 再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について 農地利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に基づき、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に分類された下記の土地について、農地法第2条第1項の適用を受けない土地であることの可否について決定を求めます。</p> <p>議案の説明に入る前に、本案件がどういったものかを説明したいと思います。</p> <p>この議案は、今年度の農地利用状況調査の結果、再生利用が困難と見込まれる農地、いわゆるB判定にした農地について、非農地と判断してよいかどうか決定していただくものです。非農地と決定されたものは、土地所有者、所有者が死亡し未相続農地の場合は相続人の代表に、農業委員会会長名で非農地通知を出します。さらに、非農地通知一覧表を、市町村(農林水産課、税務課)、県(中部農林局)、倉吉地方法務局へ送付します。こうして非農地と決定された土地は、農地台帳から削除することになります。今回の議案で提出している農地は465筆、合計面積は251,790㎡となります。</p> <p>それでは議案の説明に入ります。整理番号2番 土地の表示 琴浦町大字 [REDACTED]、登記地目、課税(評価)地目ともに畑、現況地目 山林、地積1,853㎡。登記名義人は琴浦町内の個人です。事由は「再生利用が困難な状態の農地で、非農地判断による周辺農地への影響は無いと見込まれる。」というものです。</p> <p>整理番号3番から39ページの整理番号466番までの464件についてはご覧のとおりです。以上です。</p>
議長	<p>それぞれの地区ごとに、担当委員の方に現地確認を行っていただいていますので、代表者の方に報告をお願いしたいと思います。それでは八</p>

<p>中本委員</p>	<p>橋地区の報告を中本委員にお願いします。</p> <p>八橋地区について報告します。田越の農地については、山林化してから20年以上が経過しているものと思われます。八橋の農地については、いわゆる「帽子取り」と呼ばれている地域で、同様にかなり以前から山林化している状態となっています。以上です。</p>
<p>議長 三浦委員</p>	<p>下郷地区の報告を三浦委員にお願いします。</p> <p>下郷地区について報告します。下郷地区担当の丸山委員、小前委員、松本委員、自分とで現地確認を行い、議案に記載してある倉坂と鋤の全ての農地が山林化しているため、再生することは困難であると判断しました。以上です。</p>
<p>議長 桑本委員</p>	<p>上郷地区の報告を桑本委員にお願いします。</p> <p>上郷地区について報告します。上郷地区は谷が細かく分かれていますので、議案にありますように公文、大杉、福永、野田と広範囲に渡って農地が山林化している状態です。特に野田の奥や市倉林道の周辺は、農地として利用されているのはごく僅かとなっています。以上です。</p>
<p>議長 馬野委員</p>	<p>古布庄地区の報告を馬野委員にお願いします。</p> <p>古布庄地区について報告します。議案にあがっている農地のほとんどが山間部に位置していて、地目の特定が難しいといった状態となっていますし、再生する見込みもありませんので、非農地と判断しても問題ないと思います。以上です。</p>
<p>議長 石賀英男委員</p>	<p>成美地区の報告を石賀英男委員にお願いします。</p> <p>成美地区について報告をします。勝田の農地2筆については、以前は建物の壁土を練っておられた場所で、現在は竹が生い茂っている状態となっていますので、農地として使えるような状態ではありませんでした。中村の農地については、山林の中に飛び地のような状態となって存在していますし、通作路もないような場所ですので、非農地と判断しても問題ないと思います。以上です。</p>
<p>議長 石賀昭則委員</p>	<p>安田地区の報告を石賀昭則委員にお願いします。</p> <p>安田地区について報告します。光の農地については、かなり以前から耕作されておらず山林化していますし、湯坂の農地については、10年くらい前までは梨畑として使用されていましたが、現在はかなり荒れていて再生が困難となっています。尾張の農地については、現地に到達するのが困難なほど荒れた状態となっていました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>最後は以西地区になりますが、担当委員が関係委員のため退席されていますので、自分から報告をさせていただきます。</p> <p>資料にありますように、以西地区の農地はかなりの筆数がありますが、そのほとんどが数十年前に木が植えてあると思われ、木がかなり大きく育っている状態となっていましたので、非農地と判断しても問題はないと考えています。</p>

事務局	次に議案決定後のことについて、事務局に説明をお願いしたいと思います。
議長	議案決定後の流れについて説明します。現時点では時期は決まっていますが、まずは地権者の方に非農地通知を発送し、非農地とすることに対しての異議や意見等の申し出期間を設けます。その期間中に異議等が出て来なければ、関係機関に連絡を行ったうえで、農家台帳システムから対象農地を削除することになります。以上です。
潮委員	対象者の方に通知が届くと、各委員さんに質問をされる方が出てくると考えられますので、よく理解をしておいてもらいたと思います。 事務局の説明および現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。 (潮委員より挙手あり)
議長	対象者の方に届いた非農地通知を法務局に持って行き、個人で地目変更登記をしてもらうのでしょうか。
事務局	三朝町や湯梨浜町のように、町税務課が一括して登記することができないか検討しているところです。
潮委員	地権者の方に負担をかけないように考えているところですが、現在税務課と協議中で決定はしていませんので、決まり次第委員の皆さんに報告したいと思います。
事務局	その辺のことを早く決めておかないと、個別に対応する時に困るのではないかと思います。
議長	事務局と税務課の協議結果によっては、通知の内容が変わってしまうことが考えられますので、結果を踏まえたうえで通知発送という流れの方が良いと思います。
三浦委員	現在行われている税務課との協議が決定してから、対象者に非農地通知を発送するという流れになるようです。その際には委員の皆さんにも通知の内容等について報告したいと思いますので、問合せ等があった場合には対応をお願いします。 その他に何か質問等はありませんか。 (三浦委員より挙手あり)
事務局	議案にあがっている筆の中に登記地目が山林となっていて、課税(評価)地目が畑となっているものがありますが、どうしてこのようなことになっているのでしょうか。
三浦委員	それぞれの筆ごとに事情が異なるかもしれませんが、もともと山林だった土地を切り開き畑として使用されていたことから、登記地目が山林のまま税務課の評価が畑になったという経緯があり、その後耕作されなくなって数十年が経過したために、現在は山林化しているものと考えられます。
事務局	分かりました。

<p>議長</p>	<p>その他に何か質問等はありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、原案どおり許可することと決定いたします。 (村上委員、久米委員、河上委員の復帰を確認) 議案第40号 令和2年農作業標準賃金の決定についてですが、先日の農業委員会長の全国大会で、三朝町の農業委員会長から「賃金」という表現は税務上不適切だという指摘があり、事務局と協議し議案書を訂正することになりましたので、事務局に説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは訂正箇所の説明をしますので、40ページと41ページをご覧ください。表題の「令和2年農作業標準賃金の決定について」を、「令和2年農作業標準料金の決定について」に、40ページの表題の下の本文、41ページの表の表題及び4行目の本文も同様に、「賃金」を「料金」に訂正させていただきたいと思います。 訂正の理由については、福田会長から概要についての説明がありましたが、一般農作業労賃については非課税扱い、作業料金については課税対象となるのに、表のタイトルが「標準賃金表」では、全ての料金が非課税と解釈されて誤解を招いてしまう恐れがあるためです。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第40号 令和2年農作業標準賃金の決定について 石賀英男農政委員会長に説明していただきたいと思います。</p>
<p>石賀英男委員</p>	<p>11月25日に農政委員の皆さん、各関係機関の方にも出席していただき農政委員会を開催し、令和2年農作業標準料金の案を決定しました。この場で皆さんから承認をいただければ、来年1月1日から1年間の適用という形になりますので、審議をよろしくお願いします。 詳細については事務局に説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第40号 令和2年農作業標準料金の決定について 令和2年農作業標準料金を、別紙のとおり定めたいので、本委員会の決定を求めます。 42ページをご覧ください。昨年から変更した部分を、赤字で記しています。表の見方については、「据置」は昨年度と同額、2段目の「荒起」が「前年比+100」というのは、昨年が6,700円だったものを100円引き上げて、6,800円にしたという意味です。「一般作業労賃」以外の作業区分は、消費税込みの金額となっていて、今年10月からの消費税率の引き上げに伴い、増税額2%分を料金に上乗せすることを基本的な考え方としています。 それでは詳細について説明していきます。 「代かき」については技術を要する作業のため、「荒起」並みの6,800円に引き上げるとしています。 「機械田植え」の摘要欄に記載してある「側条施肥」については、中部市町の料金と比べてかなり低いため段階的に引き上げることとし、来</p>

<p>議長 石賀英男委員</p>	<p>年は加算額を100円引き上げるとしています。</p> <p>「コンバイン」の「結束（ヒモ代込み）」についても、中部市町の料金と比べて著しく低いことから、消費増税分300円に更に200円を上乗せして、500円引き上げるとしています。</p> <p>なお「一般作業労賃」については、昨年400円引き上げて現在の6,800円にしたため据置としています。参考までに、鳥取県の最低賃金は今年10月から1時間790円と定められていて、本町の作業労賃は時給に換算すると850円であることから、条件を満たしています。</p> <p>それ以外の作業区分については、増税額が50円未満と少額であったことから据置とすることとし、「堆肥散布機」については、利用者の減少に伴い項目を削除することとしました。</p> <p>なお欄外の留意事項の2については、農機具の回送費だけでなく畦ぬりや、プラウ耕うん作業時のピン代の補償についても当事者間で協議するという意味で、「回送費等」としています。以上です。</p> <p>石賀英男農政委員会長から補足等があればお願いします。</p> <p>事務局から詳しく説明していただきましたので、補足するようなことはほとんどありませんが、以前から金額を上げてほしいという要望があった、「機械畔ぬり」の金額を1m当り50円から55円に増額しています。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>石賀英男農政委員会長および事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、原案どおり決定することとし、来年1月から町のホームページや広報紙等で周知したいと思います。</p> <p>続きまして追加議案第41号 農用地利用集積計画の決定について事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>別冊の追加議案資料をご覧ください。議案第41号 農用地利用集積計画の決定について 使用貸借の部です。次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により本委員会の決定を求めます。</p> <p>整理番号541番 設定する者は琴浦町内の個人、設定を受ける者は県内の公益財団法人です。土地の表示 大字杉下字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積4,432㎡。権利の種類は使用貸借権、内容は野菜となっています。期間は令和元年12月9日から令和17年11月10日までの15年11ヶ月、10a当りの借賃は無償、借賃の支払方法は無償、法律関係は使用貸借、新規になります。</p> <p>なお本案件は、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請になります。</p> <p>以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法</p>

<p>事務局</p>	<p>第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、原案どおり決定することといたします。</p> <p>その他に移りたいと思います。最初に12月3日に行われた農家相談の報告を中本委員にお願いします。</p>
<p>中本委員 議長</p>	<p>(農家相談1件報告)</p> <p>意見書の内容決定について、石賀英男農政委員会長から説明をお願いします。</p>
<p>石賀英男委員 議長</p>	<p>(意見書の内容決定について説明)</p> <p>農地利用状況調査の回答状況と今後の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 議長</p>	<p>(農地利用状況調査の回答状況と今後の取扱いについて説明)</p> <p>農振全体見直しについて、農林水産課から説明をお願いします。</p>
<p>農林水産課 議長</p>	<p>(農振全体見直しについて説明)</p> <p>こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願いします。</p> <p>無いようですので、以上を持ちまして、令和元年度第9回琴浦町農業委員会総会を終了します。</p>